

『住生活基本計画』『マンション管理適正化推進計画』の関係図

住生活基本法

〇目的

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより豊かな住生活を実現

〇4つの基本理念

- ①現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等
- ②住民が誇りと愛着を持つことができる良質な居住環境の形成
- ③民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の保護
- ④低額所得者、高齢者、子育て世帯等の居住の安定確保

基本理念にのっとり定める

住生活基本計画(全国計画)

法第15条に定める事項

- ①計画期間(現行R3～12年度)
- ②住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
- ③国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
- ④目標を達成するための住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的なもの
- ⑤住宅に対する需要が著しく多い都道府県の住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項
- ⑥その他住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するための事項

全国計画に即して定める

兵庫県住生活基本計画

法第17条に定める事項

- ①計画期間(現行R28～37年度、見直しR3～12年度)
- ②住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
- ③住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
- ④目標を達成するための住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策
- ⑤計画期間における公営住宅の供給目標量
- ⑥住宅に対する需要が著しく多い都道府県の住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項
- ⑦その他住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するための事項

マンション管理適正化法(令和2年6月改正法公布)

〇目的

土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることに鑑み、マンションの管理の適正化を指針するための各種措置を講じることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること。

〇主な措置

- ①管理組合等による自主的な適正管理への努力義務規定
- ②マンション管理士制度の創設
- ③マンション管理業の適正化(登録制度の創設、管理業者の団体の指定)
- ④マンション管理適正化推進センターの指定
- ⑤設計図書交付義務付け
- ⑥国による基本方針の策定
- ⑦地方公共団体による管理適正化の推進(推進計画作成、管理計画認定、助言・指導等)
- ⑧地方住宅供給公社による業務特例の制定

マンション管理適正化基本方針(令和3年6月交付予定) 法第3条に定める事項

- ①マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項
- ②マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項
- ③マンション管理適正化指針に関する事項(助言・指導等を行う場合の判断の目安、管理計画認定基準を含む)
- ④マンションの建替えその他の措置が必要となきにおけるマンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項
- ⑤マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- ⑥マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

基本方針に基づき定める

兵庫県マンション管理適正化推進計画(仮)

法第3条の2に定める事項

- ①区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標
- ②区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項
- ③区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
- ④都道府県等マンション管理適正化指針に関する事項
- ⑤マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他区域内におけるマンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

※県計画の対象区域は町域

市マンション管理適正化推進計画

①～⑦は同左

※市計画の対象区域は当該市域

※県計画では町域を対象として法定事項を記載するとともに、必要に応じて県内全体を対象とした任意の取組を記載する。